

多摩区役所表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多摩区長名で行う表彰に関する基準及び事務取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(被表彰者)

第2条 表彰を受けることができるものは、個人又は団体とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は各号に定めるところによる。

- (1) 表彰状 政治、経済、学術、技芸その他区政の進展に貢献し、その功績が広く区民の賞賛を得られるもの
- (2) 感謝状 寄付等その功績が一過性のもの又は前号に該当しないもの
- (3) 賞状 一定の期間、時期において、競技会、コンクール等で優れた成績、作品等を残したのに対し賞名を付するもの

(表彰の種類)

第4条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 表彰状による表彰
- (2) 感謝状による表彰
- (3) 賞状による表彰

(贈呈基準)

第5条 表彰状及び感謝状による表彰は、次の各号のいずれかに該当するものに対して行う。

- (1) 区の行政に寄与し、又は協力し、功績があったもの
- (2) 区の観光振興及び商工業等に功績があったもの
- (3) 公益又は社会福祉の増進に貢献したもの

- (4) 教育、学術、体育及び文化の向上並びに青少年育成活動に貢献したものの
- (5) 区が推進する施策又は主催する各種の行事等に率先協力貢献したものの
- (6) 徳行に優れ、区民の模範とするに足るもの
- (7) 本区に 10 万円以上の金額又はこれに相当する物品を寄附したものの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるもの

2 賞状による表彰は、競技会、コンクール等（以下「競技会等」という。）において、次の各号のいずれかに該当するものに対して行う。

- (1) 区主催の競技会等において成績優良なもの
- (2) 区以外の団体が主催する競技会等において成績優良なもので、第 1 項の基準のいずれかに準じるもの

（被表彰者の推薦）

第 6 条 被表彰者は、前条に規定する贈呈基準に該当するもののうちから、所属長が区長へ推薦する。

（表彰）

第 7 条 表彰は、書面又はそれに準じたものを授与する。また、必要により副賞を贈呈することができるものとする。

2 被表彰者が表彰前に死亡したときは、これを遺族に追贈することができる。

（表彰の時期）

第 8 条 表彰の時期は、随時とする。

（欠格条項等）

第 9 条 次の各号のいずれかに該当する事業等については、表彰は行わないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反するもの
- (2) 区の政治的中立性を損なうおそれのあるもの
- (3) 区の宗教的中立性を損なうおそれのあるもの

(4) 営利を目的としているもの

(5) 競技会等において主催するものが公共の福祉に反するものと認めるとき

(6) 前各号に掲げるもののほか、区の行政運営に関する一般方針に反し表彰することが不相当と認めるもの

(事務主管課等)

第 10 条 表彰にかかわる事務は、当該表彰の内容と関係する事務を所掌する課等が行うものとする。

(その他必要事項)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、多摩区長が定める。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 9 月 3 日から施行する。